

公益社団法人群馬県子ども会育成連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人群馬県子ども会育成連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を前橋市に置く。

2 この法人は、必要に応じ、理事会の決議によって従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども会活動の助成に関する事業を行い、子どもの社会生活に必要な徳性の涵養及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 子ども会活動の指導及び育成
- 二 子ども会活動に従事する指導者及び育成者相互の連絡提携
- 三 子ども会活動の指導者の養成及び研修
- 四 子ども会活動充実のために必要な調査研究及び資料の刊行
- 五 子ども会活動の充実振興のための関連団体機関との連絡協力
- 六 子ども会安全教育活動に関する事業
- 七 子ども会活動に参加する者の災害に対する補償のための共済事業
- 八 その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の各号に掲げる会員を置く。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した子ども会育成会の市町村連合体
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 三 名誉会員 この法人に対し特に功労のあったもので、理事会の決議を経て、総会で同意のあった個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとするものは、理事会で別に定める申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、この法人の刊行する機関誌及び図書の配布を無償で受けることができる。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 会員が死亡したとき。
- 三 正会員の所属する子ども会育成会の市町村連合体が解散したとき、又は賛助会員及び名誉会員の所属する団体が解散したとき。
- 四 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 五 総正会員（退社しようとする正会員は除く。）が同意したとき。

2 会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 貸借対照表、損益計算書（以下「正味財産増減計算書」という。）及び財産目録の承認
- 二 定款の変更
- 三 会員の除名
- 四 理事及び監事の選任又は解任
- 五 理事及び監事の報酬等の額
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 借入金の限度額
- 八 この法人の運営費規程の変更
- 九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（開催）

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項（報告事項、決議事項等）を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。（議長）

第15条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。（決議）

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 議長が正会員から議決権の行使を委任された場合の扱いは、次のとおりとする。
 - 一 正会員が決議事項に関する賛否の意思表示をしたものは、当該する事項の裁決の賛否に加えるものとする。
 - 二 正会員が決議事項に関する賛否の意思表示をせずに議長に委任したもの

は、当該正会員が決議事項に賛成したものとして処理する。

4 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の解任
- 三 その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

6 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第21条で規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、第20条で規定する総会運営規則で定める書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案し、総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会の議事録には、議長及びその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上15名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を代表副会長、3名以内を副会長とする。

3 会長、代表副会長及び副会長以外の理事のうち、1名を常務理事とするこ

とができる。

- 4 前2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表副会長、副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号で規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、代表副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表副会長及び副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、代表副会長がその職務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、代表副会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に各々報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条で規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任(辞任の理由が第9条第1項各号に該当するものと理事会が認める場合は除く。)により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除等)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項で規定する同法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項で規定する前項の役員損害賠償責任について、第21条第4項で規定する業務執行理事以外の理事及び監事との間で、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 規程等（第7条、第20条及び第27条の総会で制定及び改廃するものは除く。）の制定及び改廃
- 二 この法人の業務執行の決定
- 三 理事の職務の執行の監督
- 四 会長、副会長、代表副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四 法人法第101条第2項で規定する監事から会長に招集の請求があったとき、又は同条第3項で規定する監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、前条第2項第3号又は同項第4号後段による場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、代表副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 会長が前条第2項第2号による理事会を招集しなかった場合は、同条同項第3号により、理事会の招集を請求した理事が、又、同条同項第4号後段により、理事会の招集を請求した監事が理事会を招集する。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄付金品であって、寄付者による用途の指定のあるものは、その指定に従う。

(基本財産の維持及び処分)

第38条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第39条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める規程等によるものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

六 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告書
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 第17条の規定にかかわらず、この定款は、第46条の規定を除き、総会において、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するもの

とする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人のホームページへの掲載により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の方法によることができない場合は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法による。

第10章 その他

(名誉会長、顧問等)

第49条 この法人に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与の選任及び解任は、理事会の決議を経て、総会の同意を得なければならない。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役及び参与は、この法人の重要な事項について、会長の諮問に答えるものとする。
- 5 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第50条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、次の委員会を設置する。

- 一 総務・財務委員会
- 二 事業委員会
- 三 研修委員会
- 四 安全・共済委員会
- 五 その他理事会の決議により設置する委員会

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成24年5月22日 制定)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は会長後藤守吉とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成28年3月24日 改正）

- 1 この定款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月24日 改正）

- 1 この定款は、平成31年4月1日から施行する。